

埼玉だより

お得なサービスが
受けられます



職場内で掲示・回覧をお願いします

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

発送時期

10月下旬～
11月上旬

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者を対象に、**被扶養者資格を満たしているか**の再確認を毎年度実施しております。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認対象者

令和5年4月1日において18歳以上の被扶養者

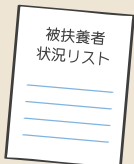
※令和5年4月1日以降に認定された方は対象外です。



被扶養者資格再確認の流れ

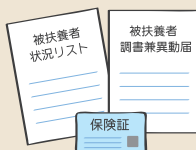
10月下旬～11月上旬発送

協会けんぽが事業所に
「被扶養者状況リスト」等を
順次送付



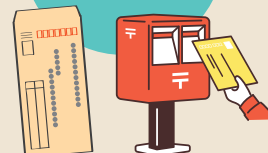
扶養から外れる被扶養者が**いる**

- ① 被扶養者状況リスト
- ② 被扶養者調査兼異動届
- ③ 保険証を提出



返信用封筒にて
協会けんぽへ郵送

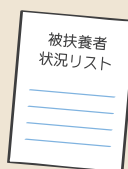
提出期限
令和5年
12月8日(金)



扶養から外れる被扶養者が**いない**

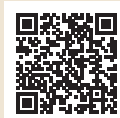
被扶養者状況リスト及び
必要に応じて書類を提出(※)

※被扶養者の方で、被保険者と別居、または
海外在住の場合、同封の**被扶養者現況申立書**
と**確認書類**をご提出ください。



すべての方が「変更なし」の場合
でもご提出が必要になります。

確認書類の
詳細はこちら



35歳以上の
被保険者
(ご本人)様へ



生活習慣病予防健診をご受診ください

協会けんぽでは、年度内1回に限り健診費用の一部を補助しています。
健康保持や病気の早期発見・早期治療のためにも、年に1回は健診を受診し、健康状態
をチェックしましょう！

受診方法

健診項目

労働安全衛生法で
定められている
検査項目 + **がん検診**
(胃がん・大腸がん)

- 1 ホームページで
健診実施機関を
確認
- 2 受診を希望する
健診機関に
直接電話予約
- 3 保険証を
必ず持参し
受診

自己
負担額

最高 18,865円 → 協会が最大 13,583円補助 → 最高 5,282円



実施機関一覧はこちら



協会けんぽへ
の連絡は
不要です

保険証

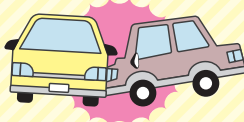


第三者の行為によるケガで保険証を使う場合は届出を！

業務上や通勤災害以外の第三者の行為によるケガの場合で健康保険証を使って治療を受けたい場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

ケガの例

- 車両同士(自転車含む)の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合
- 歩行者と車両(自転車含む)の事故



- 殴打等で負傷させられた場合
- よその犬や猫に咬まれた場合
- 海難事故、列車事故など



健康保険証を使用したい場合は

協会けんぽへ「**第三者行為による傷病届**」のご提出が必要です。

本来は加害者側が支払うべき治療費等を協会けんぽが一旦立て替えることになるため、後日、過失割合に応じて協会けんぽが負担した医療費を加害者側に請求いたします。

医療機関の窓口でケガの原因をお伝えいただくとともに、協会けんぽへは「第三者行為による傷病届」を必ずご提出ください。



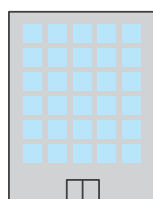
第三者行為による傷病届のダウンロードはこちら



被害者
(加入者)

① 「第三者行為による傷病届」を提出

② 費用の立て替え



協会けんぽ

③ 立て替えた費用を請求

④ 費用の支払い



加害者
(または損害保険会社)



仕事中や通勤途中のケガ・病気は健康保険が使えません！

業務上や通勤災害に該当するケガ・病気は、健康保険証を使って治療することができません。管轄の労働基準監督署へご相談ください。



示談は慎重に！

相手に過失があるにもかかわらず、治療が終了する前に示談をしてしまうと、**示談日以降の治療費については健康保険証を使用することができなくなることがあります。**示談する時は必ず協会けんぽにご連絡をお願いいたします。

